

令和8年度 栃木市ネーミングライツ事業募集要項

1 趣旨

本市では、施設の安定的な管理、運営のための財源確保及び官民連携による相互の活性化を図るため、市有施設に愛称を付ける権利（以下「ネーミングライツ」という。）を取得する企業又は団体（以下「企業等」という。）を募集します。

2 対象施設

別紙1に記載の施設

3 愛称の付与

- (1) 対象施設にふさわしく、市民や利用者に親しみやすい愛称を提案してください。なお、次に該当する愛称を付けることはできません。

- ① 法令、条例又は規則に違反し、または抵触するおそれのあるもの
- ② 政治活動、宗教活動、意見広告に係るもの
- ③ 人権侵害、差別、名誉棄損のおそれのあるもの
- ④ 児童及び青少年の健全育成を阻害するおそれのあるもの
- ⑤ 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- ⑥ 商標権、著作権等の第三者の知的財産権を侵害するおそれのあるもの
- ⑦ その他、施設の愛称として適当でないと認められるもの

- (2) 愛称に、企業名や商品名、ブランド名等を表示することができます。

(例) 栃木市□□野球場+(株)○△□ → ○△□野球場、○△□スタジアム

- (3) 既に愛称が付けられている施設の場合など、命名条件として、愛称に入れる語句を指定することがあります。

(例) わくわく館+(株)○△□ → ○△□わくわく館（条件：わくわく館を入れること）

- (4) 施設利用者の混乱を避けるため、原則として、契約期間中の名称変更はできません。
ただし、社名の変更など特段の事情がある場合は、協議のうえ、変更できるものとします。

4 ネーミングライツ料

各施設とも年額50万円（税別）以上とします。

5 契約期間

契約期間は、令和9年4月1日から、5年以上10年以内とします。

6 看板の設置等

- (1) 企業等は、施設敷地内の施設名称サイン及び看板等（以下「サイン」という。）の表示の変更及び新たなサインの設置を行うことができます。
- (2) 企業ロゴに限り、愛称と一緒にサインへ表示することができます。
- (3) サインの表示変更及び設置にあたっては、法令等の規定を順守するとともに、設置場所や設置数等について、市に協議するものとします。
- (4) 表示変更等を行ったサインは、契約期間終了後、原状回復するものとします。
- (5) サインの設置及び撤去等に要する費用は、ネーミングライツ事業者の負担となります。

7 愛称の活用等

- (1) 市は、広報誌、ホームページ、イベント等において愛称を使用するものとし、積極的に愛称の普及に努めるものとします。
- (2) 企業等は、愛称や施設写真を広告等に使用することができます。
- (3) 条例で定める施設の正式名称は変更しません。
- (4) 必要に応じ、愛称に正式名称を併記する場合があります。
- (5) 企業等は、市と協議の上、ネーミングライツ施設において販売促進活動やポスターの掲出等を行うことができます。

8 応募手続

(1) 応募資格

企業または団体を対象とします。（個人での応募はできません。）

ただし、次のいずれかに該当する企業等は、応募できません。

- ① 市税を滞納している者
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により一般競争入札の参加が認められていない者
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続等を行っており、履行が困難と認められる者

- ④ 栃木市暴力団排除条例（平成２３年条例第６２号）第２条第１号、第４号及び第５号に規定する暴力団又は暴力団員等で構成される者
- ⑤ 各種法令に違反している者
- ⑥ 市有施設として、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある者
- ⑦ その他ネーミングライツ事業者としてふさわしくないと市長が認める者

(2) 応募方法

「ネーミングライツ事業申込書」に必要事項を記載の上、必要書類を添付して、直接又は郵送（一般書留、簡易書留及び配達記録郵便等）又は電子メールにより、「１１ 問い合わせ先」記載の係までご提出ください。

(3) 応募期間

令和８年９月１０日（木）～令和８年１１月２０日（金）

※直接提出の場合は、土日、祝日を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで。郵送の場合は１１月２０日必着。

(4) 必要書類

- ① ネーミングライツ事業申込書（様式１）
- ② 会社概要（任意様式）
- ③ 直近３か年の決算報告書
- ④ 法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書）
- ⑤ 市町村税の納税証明書（発行後３カ月以内のもの）

※本市に納税義務のない事業者は、本社所在地の納税証明書

- ⑥ その他必要と認める書類

(5) 質問

不明な点がある場合は、「１１ 問い合わせ先」に記載の係までお問い合わせください。質問者以外の応募者にも周知すべき質問を受けた場合は、市のホームページに回答を掲載しますので、適宜確認してください。

(6) その他

- ① 応募に係る費用は、応募者の負担とします。
- ② 提出された申込書類等は返却しません。
- ③ 申込書類等は、本事業の選定以外には使用しません。ただし、栃木市情報公開条例に基づき、提出書類の一部又は全部を公開する場合があります。

9 ネーミングライツ事業者の選定

- (1) 申込書に基づき、栃木市ネーミングライツ事業者選定委員会において評価のうえ、事業者を決定します。
- (2) 愛称は、企業等が提案した2案のいずれかから決定します。ただし、委員会から、より好ましい案が提案された場合は、企業等と協議の上、愛称を決定します。
- (3) 選定結果は応募者に文書でお知らせします。

10 その他

ネーミングライツ事業者が契約期間中に社会的信用を著しく失墜するなど、市有施設のイメージが損なわれる恐れがある場合には、市は契約を取り消し又は解除することがあります。

11 問い合わせ先

〒328-8686 栃木県栃木市万町9番25号

栃木市 総合政策部 総合政策課 公共施設マネジメント係

電 話 0282-21-2344

ファックス 0282-21-2671

電子メール management@city.tochigi.lg.jp

令和 8 年度 栃木市ネーミングライツ事業対象施設の概要

施 設 名 [所在地]	施 設 概 要	ネーミングライツ料	備 考
栃木市総合運動公園 総合体育館 [栃木市川原田町 760]	敷地面積：12,600.00 m ² 延床面積：7,724.55 m ² 構造：鉄骨・鉄筋コンクリート造 地上 2 階（昭和 54 年建築） 主要施設：アリーナ、サブアリーナ、 卓球場、柔剣道場、トレーニング室等 利用者数：171,021 人（R6 年度） 138,674 人（R7 年度）	50 万円（税別） 以上 【参考：令和 7 年度ネーミング ライツ料 80 万 円（税込）】	（公園緑地課）
栃木市総合運動公園 硬式野球場 [栃木市川原田町 760]	敷地面積：23,400.00 m ² 延床面積：3,356.56 m ² 構造：鉄骨・鉄筋コンクリート造 地上 2 階（昭和 58 年建築） 主要施設：グラウンド、ダッグアウト、 屋内練習場等 利用者数：69,018 人（R6 年度） 64,490 人（R7 年度）	50 万円（税別） 以上 【参考：令和 7 年度ネーミング ライツ料 105 万円（税込）】	（公園緑地課）
大平運動公園 野球場 [栃木市大平町蔵井 1547]	敷地面積：23,000.00 m ² 延床面積：181.32 m ² 構造：鉄筋コンクリート造 地上 2 階 （平成 7 年建築） 主要施設：ホール、本部席、審判控室、 放送室、予備室等 利用者数：9,392 人（R6 年度） 24,231 人（R7 年度）	50 万円（税別） 以上 【参考：令和 7 年度ネーミング ライツ料 50 万 円（税込）】	（公園緑地課）

施 設 名 [所在地]	施 設 概 要	ネーミングライツ料	備 考
栃木市西方総合文化 体育館 [栃木市西方町本郷 1705-1]	敷地面積：13,374.52 m ² 延床面積：4,776.65 m ² 構造：鉄骨造、地上2階 （平成15年建築） 主要施設：アリーナ、サブアリーナ、 トレーニング室、研修室、会議室等 利用者数：34,598人（R6年度） 33,914人（R7年度）	50万円（税別） 以上 【参考：令和7 年度ネーミング ライツ料50万 円（税込）】	（西方地域づく り推進課）
栃木市岩舟健康福祉 センター（遊楽々館） [栃木市岩舟町三谷 1038- 1]	敷地面積：26,298.35 m ² 延床面積：2,628.24 m ² 構造：鉄筋コンクリート造、一部鉄骨 鉄筋コンクリート造、地上1階 （平成15年建築） 主要施設：浴室、トレーニング室、会議室、 大広間及び静養室、検診室等 利用者数：76,815人（R6年度） 83,181人（R7年度）	50万円（税別） 以上 【参考：令和7 年度ネーミング ライツ料55万 円（税込）】	（健康増進課） ※愛称に「遊 楽々館」を入れ てください。